

平成28年度 岐阜県主任介護支援専門員更新研修 実施計画【案】

平成28年3月 指定研修実施機関 岐阜県居宅介護支援事業協議会

1. 目的

本研修は、「『介護支援専門員資質向上事業の実施について』の一部改正について」（平成27年2月12日老発第0212第1号）の（別添6）「主任介護支援専門員更新研修実施要項」に基づき、主任介護支援専門員に対して主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて研修の受講を課す事により、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的として実施されます。

2. 対象者

研修対象者は、次の①から⑤までの何れかに該当する方であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する方とします。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある方
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した方
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研修大会等において、演題発表等の経験がある方
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、岐阜県が適当と認めた方

3. 日数（時間数）

8日（法定46時間）

4. 実施期間

平成28年12月下旬～平成29年2月上旬

5. 募集期間

平成28年8月下旬～平成28年10月末日

6. 受講料等

未定

7. その他

本書は現在の案です。平成28年5月目途に「開催要項」としてホームページに掲載の予定ですのでご確認願います。

【研修主催】 特定非営利活動法人 岐阜県居宅介護支援事業協議会

〒501-0222 瑞穂市別府1193番地1

TEL 058-322-3155 FAX 058-322-3156

URL <http://www.gifu-kyokai.jp>

（主任介護支援専門員更新研修は、岐阜県より指定を受け、特定非営利活動法人岐阜県居宅介護支援事業協議会が実施するものです。）

